

## 令和5年度 事業計画書（案）

### 第1 基本方針及びスローガン

令和5年度の「基本方針」及び「スローガン」は、引き続き次のとおりとし、更なる定着を図ることとする。

- 基本方針 事業所が担う安全・安心 そして信頼
- スローガン 繋げよう無事故・無違反 思いやり運転

基本方針は「各事業所が交通社会において果たすべき役割と使命」を、スローガンは「各事業所の社会的使命実現の担い手である従業員一人ひとりの運転に対する姿勢と決意」を表現したものである。

### 第2 交通事故防止重点対象

#### 1 飲酒運転の根絶

令和4年における、安全運転管理者選任事業所の従業員（以下「全従業員」という。）が関与した飲酒運転による交通事故は、前年の2件から6件に激増した。

前年のような、飲酒死亡事故は無かったものの非常に残念な結果となった。

県協会では、この飲酒運転の根絶を長年にわたり重点対象の筆頭に掲げ、地区協会では、根絶宣誓書を始め工夫を凝らした活動を開催しており、全従業員による「飲酒運転の根絶」を実現することで、協会の信用・信頼を得ていかなければならない。

#### 2 通勤事故の抑止

令和4年における、全従業員が関与した交通事故総数は519件と、前年より80件もの大幅減少したところである。

その内訳をみると、業務中107件（-27件）、業務外218件（-53件）、そして通勤中が194件（-3件）となっており通勤中の事故の減少幅が少ない状況にある。

通勤時の事故形態は多岐にわたるが、特に、信号無視、通行区分、一時不停止、歩行者優先通行妨害、歩行者妨害など、ドライバーとして基本的な注意を怠っての事故が74件38%をも占めている状況にある。

通勤事故は、事業所の業務負担とともに、信用・信頼にも多大な影響を与えることから、個人の問題として軽視すること無く、安全運転管理の重要課題として指導の徹底を図ることとする。

### 3 全席シートベルト着用の推進～新しい重点

シートベルト着用は、交通事故遭遇時の被害軽減に大きな効果があることは疑いのないところであるが、2月に公表された「シートベルト着用状況全国調査2022」によると、青森県での一般道路におけるシートベルト着用率は、運転席99.5%、助手席同乗者98.6%と、全国平均を上回り全国トップクラスにある。

一方、後部座席同乗者の着用率は37.0%となっており、昨年よりも0.4%減少するとともに、全国平均の42.9%をも下回る残念な結果になった。

このような中、県内の過去5年間の交通死亡事故をみると、後部座席の同乗者は11人亡くなっている、11人中5人がシートベルト非着用であった。

また、昨年の統計では、自動車乗車中死者11人中5人が後部座席同乗者であったことが公表されている。

さらには、管理者協会加入の安管選任事業所においても、シートベルト非着用で重大事故に遭遇している事例もあることから、自分を守る命綱、シートベルトの全席着用の指導徹底を図ることとする。

	青森県	全国平均
運転者	99.5%	99.1%
助手席同乗者	98.6%	96.9%
後部座席同乗者	37.0%	42.9%

シートベルト着用状況全国調査(2022)より



### 4 横断歩道における歩行者優先の推進

「歩行者優先・人命尊重」は、地域において事業展開している当協会が、基本方針に掲げる「事業所が担う安全・安心そして信頼」を貫くため、「横断歩道における歩行者優先」は全従業員が「マナーではなくルールである」として実践しているところである。

当協会としても、県警が信号機のない横断歩道での一時停止向上を目的に展開する「ハンド&サンクス運動」に賛同しているが、昨年中の全従業員が関与する歩行者妨害に起因する交通事故は49件発生し、前年の33件より16件の激増となった。

この結果は、昨年公表された「信号機のない横断歩道の一時停

止率」で、青森県がワースト3位からベスト7位に急上昇し、交通安全機運が高まっている中での増加であり、危機感を持って歩行者優先を推進するため、引き続き重点として掲げるものである。

### 第3 交通安全推進事業

「基本方針」と「スローガン」の定着化を図るため、定款の規定に基づき次の事業を展開していくこととする。

事 業 区 分	実 施 事 項	実 施 内 容
1 交通安全運動・安全活動関係  (定款第4条)	(1) 安全運転管理者等に対する啓発活動  (第1号、第2号)	ア 年間を通じて「事業所訪問」を強化することで、管理者等に対する啓発活動を推進し、事業所における交通事故防止対策の一層の推進と事業所との絆を醸成する。  イ 安全指導に効果的で管理者の一助となるDVDの充実を図るとともにその周知も推進する。
	(2) 「無事故・無違反ロイヤルチャレンジ6ヶ月作戦」の実施  (第2号)	・ 事業所の交通事故防止及び従業員の交通安全意識の高揚を目的に、交通事故が多発するレジャーシーズンから年末までの6ヶ月間を設定・実施する。  無事故・無違反達成チーム及び所属の複数参加の全チームが無事故・無違反達成の事業所に対する賞揚を行う。
	(3) 各季の交通安全運動への積極的参加  (第4号、第6号)	ア 機関誌に各季の交通安全運動実施要綱を掲載し、趣旨の徹底と参加呼びかけを行う。  イ 交通安全県民総決起大会や街頭パレードでの広報啓発活動を行う。
	(4) 交通安全のための広報啓発活動  (第4号、第7号)	ア 各季の交通安全運動への協賛広告の地元紙への掲載、テレビ・ラジオを通じての「飲酒運転根絶」等呼び掛けのスポット放送等マスコミを活用

		<p>した広報啓発活動を行う。</p> <p>※常時放送 R A B ラジオ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月曜朝わい!クリップ 7 時台</li> <li>・金曜ドライバーズ J 17:45</li> </ul> <p>※地区協会紹介 R A B ラジオ</p> <p>7/25 弘前、8/10 黒石、9/21 青森 12/14 五所川原、3/14 八戸</p> <p>イ 会員事業所に対し、安全運転管理のための冊子等を配布して、企業責任の喚起と効果的安全運転管理を呼び掛けれるなど資料配布による広報啓発活動を行う。</p>
	(5) 地域交通安全活動強化のための支援 (第 4 号)	<p>ア 各地域における交通安全活動が自主、積極的に行われるよう地域交通安全活動の中核となる各地区協会の活動費・事業費の支援、助成を行う。</p> <p>イ 県協会が費用を援助し、各地域における事業所の交通安全確保の運動を支援する。</p>
	(6) 相談業務への適切な対応 (第 8 号)	<p>ア 各事業所における安全運転管理の効果的推進方策、交通事故防止対策等に係る相談に適切に対応し、安全運転管理者等の負担軽減に努める。</p> <p>イ 委託事業終了後において、要請があれば事業所の交通安全指導に講師を派遣する。</p>
2 研修関係 (定款第 4 条)	(1) 中央研修所への入所受講者に対する助成 (第 1 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全運転管理者等 3 人程度選考して、5 日間課程の研修を受講させ、その費用を助成する。</li> </ul>
3 交通安全推進団体・事業への協賛 (定款第 4 条)	(1) 青森県交通安全対策協議会構成員としての活動 (第 4 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各季の交通安全運動の一翼を担うとともに、交通安全県民大会の分担金を拠出する。</li> </ul>
	(2) 他交通団体への協賛 (第 4 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通安全運動推進のため協力関係にある(一財)青森県交</li> </ul>

		通安全協会及び青森県交通安全母の会連合会の特別会員として、交通事故被害者の支援等を行う（公社）あおもり被害者支援センターの賛助会員として会費を拠出する。
4 表彰 (定款第4条)	(1) 適時・適切な表彰 (第5号)	<p>ア 優良事業所、優良地区協会 優良安全運転管理者、永年安全運転管理者、優良運転者等の評価、賞揚を行う。</p> <p>イ 交通事故防止活動、協会加入促進活動が顕著などの地区協会の表彰を行う。</p>
	(2) 公平・公正な評価 (第5号)	・ 被表彰候補者の選考に当たっては、公平・公正な表彰を期するとともに、他機関・団体との連絡調整を緊密に行う。
5 委託事業 (定款第4条)	(1) 安全運転管理者等に対する講習 (第3号)	<p>ア 実務に役立つ講習に配慮し 内容の充実に努める。</p> <p>イ 地区協会との連携を図りながら、安全かつ確実な講習に努める。</p>

#### 第4 組織基盤・財政基盤の強化

活動の担い手及び活動を支える財源を確保し、協会の健全な運営を図るため、組織基盤・財政基盤の強化と魅力ある組織づくりに努める。また、県協会事務局による巡回指導を順次実施するとともに、次の施策を推進していくこととする。

事業区分	実施事項	実施内容
1 組織基盤の強化	(1) 事業主会との連携強化	・ 県協会、地区協会が行う諸施策の推進に当たっては、事業主会との緊密な連携を図る
	(2) 地区協会相互の連携強化	・ 交通事故防止のためには、広域的連携も必要なことからブロック及び隣接の協会との

		連携を図る。
	(3) 事務局体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区事務担当者と連絡を密にし、事務局体制の充実を図り、適正な経理事務の推進、事業推進の企画力の向上に努める。</li> </ul>
2 財政基盤の強化	(1) 会員加入の促進	<p>ア 安全運転管理者等未選任事業所の発見活動に努め、協会加入の促進を図る。</p> <p>イ 会員勧誘用パンフレットを有効に活用し、協会加入の促進を図る。</p> <p>ウ 協会の事業の充実発展に資するため、協会の目的に賛同する個人・団体の会員の拡大を図る。</p>
	(2) 魅力ある組織づくり	<p>ア 魅力ある組織づくりの一環として自動車共済組合と提携し、自動車共済保険の集団団体摘要をすることで、企業及び従業員とその家族のリスクの軽減に寄与するとともに、加入促進と退会者の抑制を図る。</p> <p>イ オンラインによる交通安全教育資料のダウンロードについて周知を強化して加入促進を図る。</p>